

P R T R法によるチェック

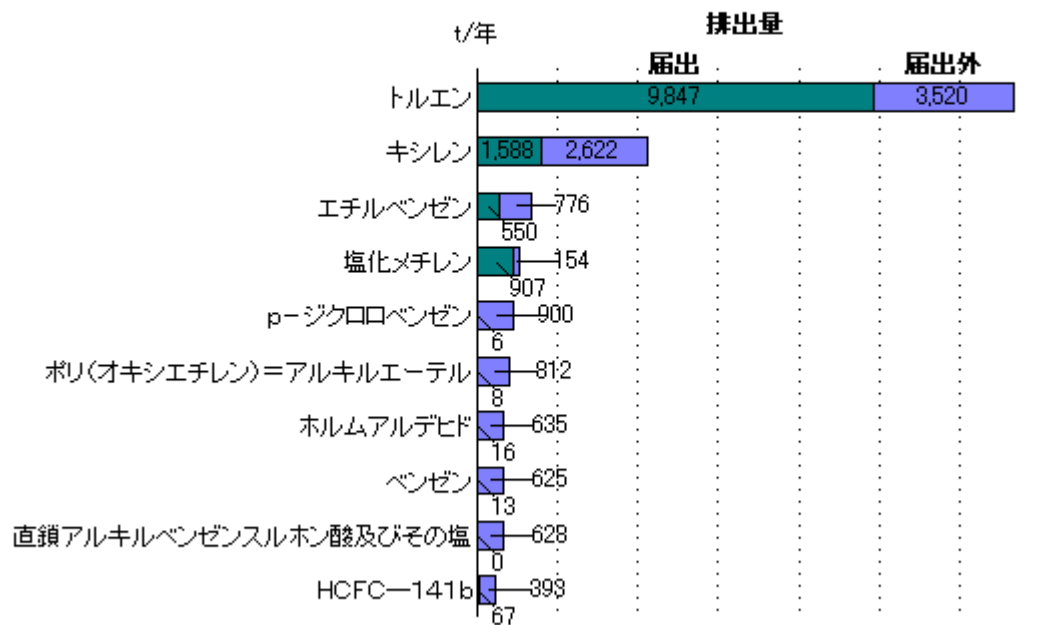
(P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)とは、環境や人体に有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、埼玉県に年に1回届け出ます。

埼玉県は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

P R T Rによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化されました。

排出量上位10物質とその排出量 (埼玉県)



排出年度:平成17年度(2005年度) 平成19年2月23日公表

(参考資料:環境省ホームページより)

P R T R法による化学物質で、家庭からの排出量の多いものに、合成洗剤の主成分である合成界面活性剤（ポリオキシエチレン＝アルキルエーテル・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）と衣類の防虫剤やトイレの防臭剤（p-ジクロロベンゼン）があります。

できるだけ、健康のため、川や海の生物を守るために、家庭内の洗剤は石けんに切り替えましょう。